第百七回国会　参議院
日本国有鉄道改革に関する特別委員会　第二号

昭和六十一年十月三十日（木曜日）
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長　山内　一郎君
理事　伊江　朝雄君
理事　浦田　勝君
理事　亀長　友義君
理事　江島　淳君
理事　赤桐　操君
理事　安原　一男君
委員　大島　秀一君
委員　梶原　清君
委員　木村　睦男君
委員　坂元　親男君
委員　田代　由紀男君
委員　高平　公友君
委員　野沢　太三君
委員　真鍋　賢二君
委員　増岡　康治君
委員　森田　重郎君
委員　山崎　竜男君
委員　吉川　芳男君
委員　吉村　真事君
委員　青木　薪次君
委員　稲山　嘉寛君
委員　渡辺　四郎君
委員　田渕　勲二君
委員　鶴岡　洋君
委員　中木　明君
委員　野末　陳平君
委員　三川　雄一君
委員　市川　正一君
委員　内藤　功也君
委員　柳田　桃孝君
委員　矢原　秀男君

委員以外の議員
発議者　村沢　牧君
国務大臣
運輸大臣　橋本龍太郎君
自治大臣　葉梨　信行君
政府委員
運輸政務次官　柿澤　弘治君
運輸大臣官房長　服部　経治君
運輸大臣官房審議官　井山　嗣夫君
運輸大臣官房国有鉄道再建総括審議官　林　淳司君
運輸大臣官房国有鉄道部長　丹羽　晟君
運輸省地域交通局長　熊代　健君
事務局側
常任委員会専門員　多田　稔君
説明員
日本国有鉄道総裁　杉浦　喬也君

○日本国有鉄道改革法案（内閣提出、衆議院送付）
○日本国有鉄道改革法施行法案（内閣提出、衆議院送付）
○鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○日本国有鉄道の改革に伴う特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）
○日本国有鉄道清算事業団法案（内閣提出、衆議院送付）
○日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）
○日本国有鉄道の再就職の促進に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）
○鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）
○日本国有鉄道改革法等施行法案（内閣提出、衆議院送付）
○日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）
○日本国有鉄道改革法等施行法案（内閣提出、衆議院送付）
○日本国有鉄道清算事業団法案（内閣提出、衆議院送付）
○鉄道株式会社法案（内閣提出、衆議院送付）
○日本国有鉄道の改革に伴う特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）
○鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○日本国有鉄道改革法等施行法案（内閣提出、衆議院送付）
○日本国有鉄道清算事業団法案（内閣提出、衆議院送付）
○鉄道株式会社法案（村沢牧君外五名発議）
○日本国有鉄道の再就職の促進に関する特別措置法案（村沢牧君外五名発議）
○日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案（村沢牧君外五名発議）
○日本国有鉄道改革法等施行法案（村沢牧君外五名発議）
○日本国有鉄道清算事業団法案（村沢牧君外五名発議）
○鉄道株式会社法案（村沢牧君外五名発議）
○日本国有鉄道

こととしております。
次に、新幹線鉄道保有機構法案につきまして御説明申し上げます。
本法律案は、日本国有鉄道改革法に定める方針に従い、新幹線鉄道保有機構を設立し、旅客鉄道株式会社の経営基盤の均衡化及びこれらの施設に係る利用者の負担の適正化を図るため、新幹線鉄道に係る鉄道施設を一括して保有し、これを旅客鉄道株式会社に貸し付けることとするものであります。
次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。
第一に、新幹線鉄道保有機構は、新幹線鉄道が我が国の基幹的輸送機関として国土の均衡ある発展に果たしている役割にかんがみ、新幹線鉄道を経営する旅客鉄道株式会社の経営基盤の均衡化と利用者の負担の適正化を図るため、当該新幹線鉄道を一括して保有し、貸し付けることを目的とする法人とし、新幹線鉄道に係る鉄道施設の旅客鉄道会社への貸し付け、大規模災害復旧工事の実施及びこれらに附帯する業務を行うこととしております。
第二に、機構はその保有する新幹線鉄道施設を旅客鉄道会社に有償で貸し付けることとし、会社はこれを借り受けるものとしております。また貸付料の年額及び貸付期間については、この法律及び運輸省令で定める基準、方法によることとしております。
第三に、旅客鉄道株式会社は、借り受けている新幹線鉄道施設について大規模災害復旧工事を行うことについて機構に申し出ることができることとしております。
第四に、政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において機構の長期借入金または債券に係る債務について保証契約をすることとしております。
第五に、機構の監督等に関し、事業計画、借入金、業務方法書の作成、利益及び損失の処理、償還計画、重要な財産の処分等について運輸大臣の認可を要することとしております。
次に、日本国有鉄道清算事業団法案につきまして御説明申し上げます。
本法律案は、日本国有鉄道改革法に定める方針に従い、日本国有鉄道清算事業団を設立し、日本国有鉄道の債務を処理するための業務等を行わせるとともに、その職員の再就職の促進を図るためのものであります。
第一に、事業団は、その目的を達成するため、国鉄の長期債務等の処分、その所有する土地に係る宅地の造成等の業務及び臨時に職員の再就職促進のための業務を行うこととしております。また事業団は、主務大臣の認可を受けてその業務の円滑な遂行に必要な資金の確保に関する措置をとることができることとし、さらに、その土地の処分について公正かつ適切な実施を確保するため、一般競争入札の方法に準じた方法等によらないこととしております。
第二に、政府は事業団の債務の償還等の確実かつ円滑に実施するための償還実施方針を定め、事業団の債務の償還等の確実かつ円滑に実施するため、これに従い予算の範囲内において補助金等を交付し、またはその他の措置により必ず資産の効果的処分その他の措置によりならないこととしております。また、事業団は債務保証契約をすることができるものとし、事業計画、償還計画、資産の処分、その所有する土地に係る宅地の造成等の業務及び臨時に職員の再就職促進のための業務を行うこととしております。また事業団は、主務大臣の認可を受けてその業務の円滑な遂行に必要な資金の確保に関する措置をとることとし、さらに、その土地の処分について公正かつ適切な実施を確保するため、一般競争入札の方法に準じた方法等によらないこととしております。
第三に、事業団は、その目的を達成するため、国鉄の長期債務等の処分、その所有する土地に係る宅地の造成等の業務及び臨時に職員の再就職促進のための業務を行うこととしております。また事業団は、主務大臣の認可を受けてその業務の円滑な遂行に必要な資金の確保に関する措置をとることとし、さらに、その土地の処分について公正かつ適切な実施を確保するため、一般競争入札の方法に準じた方法等によらないこととしております。
第四に、政府は事業団の債務の償還等の確実かつ円滑な実施を図るものとし、このため、事業団の債務の償還等に関する基本的な方針を定め、これに従い予算の範囲内において補助金等を交付しております。また、事業団は債務保証契約をすることができるものとしております。また、事業団は債務の償還等に関する基本的な方針を定め、これに従い予算の範囲内において補助金等を交付しております。また、事業団は債務保証契約をすることができるものとしております。また、事業団は債務の償還等に関する基本的な方針を定め、これに従い予算の範囲内において補助金等を交付しております。また、事業団は債務保証契約をすることができるものとしております。
第五に、政府は国会の議決を経た金額の範囲内において事業団の債務について保証契約をすることとし、借入金等について事業団の業務の円滑な遂行に必要な資金の確保に努めなければならないこととしております。
次に、日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案につきまして御説明申し上げます。
本法律案は、国鉄改革関連法案の一環として、日本国有鉄道の改革後の新体制に対応するため、鉄道事業の国有鉄道の経営と所有の分離を図るとともに、鉄道事業の実施に伴い、鉄道事業等の健全な発展に関する特別措置法案、第二種鉄道事業の再就職の促進に関する特別措置法案及び日本国有鉄道清算事業団の再就職の促進に関する特別措置法案、鉄道事業法案及び日本国有鉄道改革法等施行法案を提案する理由であります。
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。
○委員長（山内一郎君）　次に、葉梨自治大臣。
○国務大臣（葉梨信行君）　ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。
日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴う地方税制上の措置として、日本国有鉄道に係る固定資産税等の非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金等に係る制度を廃止し、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置等を講ずるとともに、日本国有鉄道清算事業団の本来の事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置等を講ずることとするほか、所要の規定の整備を行う必要があります。
以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。
次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。
第一は、地方税法の改正に関する事項であります。
その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。道府県民税及び市町村民税につきましては、日本国有鉄道清算事業団について非課税措置を講ずることといたしております。
その二は、事業税についての改正であります。事業税につきましては、日本国有鉄道清算事業団について非課税措置を講ずるとともに、新幹線鉄道保有機構の最後に、日本国有鉄道改革法等施行法案につきまして御説明申し上げます。
本法律案は、日本国有鉄道改革法等六本の法律の施行に関し必要な事項を定めるとともに、これらの法律の施行に伴う関係法律の整備等を行い、国鉄改革の円滑な実施と改革後の新たな法体系の整備を図ることとするものであります。
次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。
第一に、日本国有鉄道改革法等の施行のための措置として、旅客会社及び貨物会社が日本国有鉄道から引き継いだ鉄道事業その他の事業について関係事業法に基づく免許等を受けたものとみなすこと等会社の日本国有鉄道からの権利及び義務の承継に伴う所要の経過措置を設けることとしております。
第二に、日本国有鉄道法の廃止に伴い、日本国有鉄道の昭和六十一年度の決算の処理に関する事項その他の事項について所要の経過措置を設けることとしております。
第三に、本法律案は、昭和六十五年四月一日限り、その効力を失うこととしております。
次に、鉄道事業法案につきまして御説明申し上げます。
本法律案は、国鉄改革関連法案の一環として、現在日本国有鉄道が分割・民営化されることに伴い、現在日本国有鉄道の行っている鉄道事業が民営鉄道事業となることから、地方鉄道法を廃止し新たに鉄道事業法により、鉄道事業等の健全な発達を図ろうとするとともに、鉄道利用者の利益を保護するとともに鉄道事業の適正かつ合理的な運営を確保しようとするものであります。
次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。
第一に、日本国有鉄道改革法等に基づき、鉄道事業の経営と所有の分離を図るとともに、鉄道事業の実施に伴い、鉄道事業等の健全な発展に関する特別措置法案、第二種鉄道事業の再就職の促進に関する特別措置法案及び日本国有鉄道清算事業団の再就職の促進に関する特別措置法案、鉄道事業法案及び日本国有鉄道改革法等施行法案を提案する理由であります。
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。
○委員長（山内一郎君）　次に、葉梨自治大臣。
○国務大臣（葉梨信行君）　ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。
日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴う地方税制上の措置として、日本国有鉄道に係る固定資産税等の非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金等に係る制度を廃止し、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置等を講ずるとともに、日本国有鉄道清算事業団の本来の事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置等を講ずることとするほか、所要の規定の整備を行う必要があります。
以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。
次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。
第一は、地方税法の改正に関する事項であります。
その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。道府県民税及び市町村民税につきましては、日本国有鉄道清算事業団について非課税措置を講ずることといたしております。
その二は、事業税についての改正であります。事業税につきましては、日本国有鉄道清算事業団について非課税措置を講ずるとともに、清算事業団において、毎事業年度、再就職促進基本計画の内容に即して、実施計画を策定すること。
次に、国、特殊法人等及び地方公共団体による職員の採用、国による事業主団体に対する協力要請、清算事業団による関連事業主に対する雇い入れの要請等の措置をとることとし、清算事業団職員の再就職の機会の確保に関する措置を講ずること。
さらに、清算事業団による教育訓練、職業紹介等の業務の実施、国等による職業訓練、職業紹介等に関する措置及び清算事業団に対する援助並びに雇用促進事業団による援護業務の実施等清算事業団の援助等に関する措置を講ずることとしております。
第三に、本法律案は、昭和六十五年四月一日限り、その効力を失うこととしております。
次に、鉄道事業法案につきまして御説明申し上げます。
本法律案は、国鉄改革関連法案の一環として、現在日本国有鉄道が分割・民営化されることに伴い、現在日本国有鉄道の行っている鉄道事業が民営鉄道事業となることから、地方鉄道法を廃止し新たに鉄道事業法により、鉄道事業等の健全な発達を図ろうとするとともに鉄道利用者の利益を保護するとともに鉄道事業の適正かつ合理的な運営を確保しようとするものであります。
次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。
第一に、日本国有鉄道改革法等に基づき、鉄道事業の経営と所有の分離を図るとともに、鉄道事業の実施に伴い、鉄道事業等の健全な発展に関する特別措置法案、第二種鉄道事業の再就職の促進に関する特別措置法案及び日本国有鉄道清算事業団の再就職の促進に関する特別措置法案、鉄道事業法案及び日本国有鉄道改革法等施行法案を提案する理由であります。
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。
○委員長（山内一郎君）　次に、葉梨自治大臣。
○国務大臣（葉梨信行君）　ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。
日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴う地方税制上の措置として、日本国有鉄道に係る固定資産税等の非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金等に係る制度を廃止し、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置等を講ずるとともに、日本国有鉄道清算事業団の本来の事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置等を講ずることとするほか、所要の規定の整備を行う必要があります。
以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。
次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。
第一は、地方税法の改正に関する事項であります。
その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。道府県民税及び市町村民税につきましては、日本国有鉄道清算事業団について非課税措置を講ずることといたしております。
その二は、事業税についての改正であります。事業税につきましては、日本国有鉄道清算事業団について非課税措置を講ずるとともに、新幹線鉄道保有機構の

収益事業以外の事業の所得について非課税措置を講ずることといたしております。

その三は、不動産取得税についての改正であります。

不動産取得税につきましては、日本国有鉄道清算事業団及び新幹線鉄道保有機構が直接その本来の事業の用に供する一定の不動産の取得について非課税措置を講ずることといたしております。

また、旅客鉄道株式会社または日本国有鉄道清算事業団から無償で譲渡を受けた特定地方交通線等に係る一定の不動産について、一定の期間に取得した場合に限り、非課税措置を講ずることといたしております。

その四は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。

固定資産税及び都市計画税につきましては、日本国有鉄道清算事業団が直接その本来の事業の用に供するため所有する一定の固定資産について非課税措置を講ずることといたしております。

また、旅客鉄道株式会社等が所有する日本国有鉄道から承継した一定の固定資産について、昭和六十四年度から昭和七十一年度までの各年度分に限り、課税標準をその価格の二分の一の額とするとともに、あわせて北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社または九州旅客鉄道株式会社が所有する直接その本来の事業の用に供する一定の固定資産について、昭和六十四年度から昭和七十一年度までの各年度分に限り、課税標準をその価格の二分の一の額とするとともに、あわせて北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社が直接旅客の運送の用に使用する電気について、昭和七十二年五月三十一日までに限り、非課税措置を講ずることといたしております。

その五は、電気税についての改正であります。電気税につきましては、主として電気を動力として鉄道事業を営む者に該当しない旅客鉄道株式会社が直接旅客の運送の用に使用する電気について、昭和七十二年五月三十一日までに限り、非課税措置を講ずることといたしております。

その六は、特別土地保有税についての改正であります。特別土地保有税につきましては、新幹線鉄道保有機構が設置する鉄道の用に供する一定の施設の用に供する土地またはその取得について非課税措置を講ずることといたしております。

その七は、自動車取得税についての改正であります。自動車取得税につきましては、特定地方交通線を廃止する場合に必要となる一般乗り合い旅客自動車運送事業を経営する者が、政府の補助に係る転換交付金の交付を受けて昭和六十五年三月三十一日までに取得した一定の一般乗り合い用バスについて、非課税措置を講ずることといたしております。

その八は、軽油引取税についての改正であります。軽油引取税につきましては、日本貨物鉄道株式会社が一定の機械の動力源の用に供する軽油の引き取りについて課税免除することといたしております。

その九は、事業所税についての改正であります。事業所税につきましては、東日本旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社がその本来の事業の用に供する一定の施設に係る課税標準の算定について、一定の期間その二分の一を控除するとともに、北海道旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社にあってはその四分の三を控除することといたしております。

第二は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正であります。

その三は、不動産取得税についての改正であります。

不動産取得税につきましては、日本国有鉄道清算事業団及び新幹線鉄道保有機構が直接その本来の事業の用に供する一定の不動産の取得について非課税措置を講ずることといたしております。

また、旅客鉄道株式会社または日本国有鉄道清算事業団から無償で譲渡を受けた特定地方交通線等に係る一定の不動産について、一定の期間に取得した場合に限り、非課税措置を講ずることといたしております。

その四は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。

固定資産税及び都市計画税につきましては、日本国有鉄道清算事業団が直接その本来の事業の用に供するため所有する一定の固定資産について非課税措置を講ずることといたしております。

また、旅客鉄道株式会社等が所有する日本国有鉄道から承継した一定の固定資産について、昭和六十四年度から昭和七十一年度までの各年度分に限り、課税標準をその価格の二分の一の額とするとともに、あわせて北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社または九州旅客鉄道株式会社が所有する直接その本来の事業の用に供する一定の固定資産について、昭和六十四年度から昭和七十一年度までの各年度分に限り、課税標準をその価格の二分の一の額とするとともに、あわせて北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社が直接旅客の運送の用に使用する電気について、昭和七十二年五月三十一日までに限り、非課税措置を講ずることといたしております。

その六は、特別土地保有税についての改正であります。特別土地保有税につきましては、新幹線鉄道保有機構が設置する鉄道の用に供する一定の施設の用に供する土地またはその取得について非課税措置を講ずることといたしております。

その七は、自動車取得税についての改正であります。自動車取得税につきましては、特定地方交通線を廃止する場合に必要となる一般乗り合い旅客自動車運送事業を経営する者が、政府の補助に係る転換交付金の交付を受けて昭和六十五年三月三十一日までに取得した一定の一般乗り合い用バスについて、非課税措置を講ずることといたしております。

その八は、軽油引取税についての改正であります。軽油引取税につきましては、日本貨物鉄道株式会社が一定の機械の動力源の用に供する軽油の引き取りについて課税免除することといたしております。

その九は、事業所税についての改正であります。事業所税につきましては、東日本旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社がその本来の事業の用に供する一定の施設に係る課税標準の算定について、一定の期間その二分の一を控除するとともに、北海道旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社にあってはその四分の三を控除することといたしております。

第二は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正であります。

不動産取得税につきましては、日本国有鉄道清算事業団及び新幹線鉄道保有機構が直接その本来の事業の用に供する一定の不動産の取得について非課税措置を講ずることといたしております。

また、旅客鉄道株式会社または日本国有鉄道清算事業団から無償で譲渡を受けた特定地方交通線等に係る一定の不動産について、一定の期間に取得した場合に限り、非課税措置を講ずることといたしております。

その四は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。

固定資産税及び都市計画税につきましては、日本国有鉄道清算事業団が直接その本来の事業の用に供するため所有する一定の固定資産について非課税措置を講ずることといたしております。

また、旅客鉄道株式会社等が所有する日本国有鉄道から承継した一定の固定資産について、昭和六十四年度から昭和七十一年度までの各年度分に限り、課税標準をその価格の二分の一の額とするとともに、あわせて北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社または九州旅客鉄道株式会社が所有する直接その本来の事業の用に供する一定の固定資産について、昭和六十四年度から昭和七十一年度までの各年度分に限り、課税標準をその価格の二分の一の額とするとともに、あわせて北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社が直接旅客の運送の用に使用する電気について、昭和七十二年五月三十一日までに限り、非課税措置を講ずることといたしております。

その五は、電気税についての改正であります。電気税につきましては、主として電気を動力として鉄道事業を営む者に該当しない

ます。
第四に、退職希望職員等の再就職先の確保についてでありますが、国は、率先して退職希望職員等を採用するとともに、特殊法人等及び地方公共団体に対し退職希望職員等を採用するよう要請するものといたしております。また、国は、退職希望職員等を雇い入れる一般事業主に対し、退職希望職員等雇用助成金を支給することができることといたしております。
第五に、希望退職者に支給する特別給付金についてでありますが、現在、今年度に限った特別措置として支給されている特別給付金を五年間にわたって支給することとし、このために、日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律について所要の改正措置を講ずることといたしております。
以上のほか、国の体制の整備、雇用促進事業団の援護業務等、退職希望職員等の再就職の促進、援助、関連企業労働者等への配慮等に関して必要な諸規定を設けることといたしております。
以上、各法律案の提案理由及びその概要について御説明申し上げました。これらの法律案は、さきに述べたように、三千五百万署名者を初めとする広範な国民の期待に十分こたえ得る現実的な改革案であります。政府案の早期成立を焦る余り、衆議院の国鉄改革特別委員会では我が党の反対を押し切って強引な採決が行われましたが、本院においてはかかる轍を踏むことなく、我が党案につきましても徹底した御審議をいただき、速やかに可決されるよう心からお願いいたしまして、提案理由説明を終わります。
○委員長（山内一郎君）　以上で各案の趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長（山内一郎君）　この際、公聴会の開会承認要求に関する件についてお諮りをいたします。
各案審査のため、公聴会を開会いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長（山内一郎君）　御異議ないと認めます。
つきましては、公聴会開会の日時、公述人の数及び選定等は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長（山内一郎君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（山内一郎君）　次に、委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。
各案審査のため、委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長（山内一郎君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。
つきましては、派遣委員、派遣地、派遣期間等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長（山内一郎君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午前十時四十六分散会